

草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水のおそれのある区域)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める区域は、別に定め、これを告示するものとする。

(特定建築物)

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の地盤の高低差等により浸水のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市役所
- (2) 西消防署
- (3) 南消防署
- (4) 草津警察署
- (5) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき告示された救急病院
- (6) 滋賀県南部合同庁舎
- (7) その他市長が必要と認める建築物

(浸水対策上必要な措置)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める浸水対策上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 次に掲げる設備の設置については、浸水のおそれのある区域内において浸水した場合に想定される水深（以下「想定水位」という。）を考慮すること。
 - ア 受変電設備
 - イ 非常用電気設備
 - ウ 受水槽設備
 - エ 分電盤および端子盤
 - (2) 地下室を設ける場合は、浸水を可能な限り生じさせない構造とすること。
- 2 浸水のおそれのある区域以外に位置する特定建築物にあつては、前項第1号に規定する想定水位を50センチメートルとして必要な措置を行うものとする。
- 3 第1項第1号に掲げる設備の機能に支障のないよう浸水対策を行う場合は、同号の想定水位を考慮することを要しない。

(届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、浸水対策検討（変更）届出書（別記様式）によるものとする。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図および断面図
- (2) 浸水対策の内容を明記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の位置図、配置図、平面図および断面図に浸水対策の内容が記載されている場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。